

幼稚園、小中学校における教育活動(5月11日以降の対応)について

港区教育委員会は、国の緊急事態宣言が延長されたこと及び東京都の緊急事態措置などを踏まえ、5月10日(日)まで臨時休業としている幼稚園、小中学校について、臨時休業を5月31日(日)まで延長します。

つきましては、長期化する臨時休業に伴う対応については、下記の通りとします。

記

臨時休業の継続に当たっての対応の概要は以下の通りです。

- (1) 国の緊急事態宣言の期間中は、幼稚園、小中学校を臨時休業とします。今後も、国や東京都の対応を踏まえて適宜、内容を見直します。
- (2) 小中学校は、引き続き、児童・生徒に対し、ホームページ、電子メール又は郵送により、日々の日課や課題を提示又は配付して児童・生徒の学習の機会を確保するとともに、一日の生活を計画的に過ごせるよう時間割表等を提示して、生活リズムを維持して規則正しい生活を送ることができるようにします。
- (3) 郵送や電子メール、学校に持参等の方法で、児童・生徒が課題を提出する機会を設けます。また、提出された課題は、教員が評価した後に、児童・生徒に学校で直接返却、または、郵送やメールで返却するなどの取組を行います。
- (4) 臨時休業中の登校日は、現段階では、設定しません。

1 幼児・児童・生徒の健康確認及び担任との信頼関係の形成について

- (1) 幼児・児童・生徒の安全を確認するために、学校は定期的に各家庭に連絡を行い、健康状態を確認します。
- (2) 臨時休業期間に、幼稚園、小中学校は、幼児・児童・生徒が不安なく過ごすことができるよう、学校のホームページを通して教員の動画を定期的に発信する等の取組を継続します。
- (3) 幼稚園、小中学校の専用メールにより、幼児・児童・生徒や保護者から担任教員などへの相談を受けられるようにします。

2 臨時休業中の学習指導について

- (1) 臨時休業により児童・生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、学校から定期的に、児童・生徒へ学校の

ホームページを通して、課題を提示する等の取組を行います。提出された課題は、教員が評価した後に、児童・生徒に郵送やメール等で返却する取組を行います。

- (2) 教育委員会は、港区教育研究会と連携して、幼稚園、小中学校の教員の授業動画を配信する「MINATO×TEACHERS CHANNELS」を新たに開設し、ホームページを通して幼児・児童・生徒の学びを支える取組を行います。
- (3) 臨時休業期間、インターネットを活用して自宅で学習することを希望する児童・生徒に対し、教育委員会は、保護者からの申し込みを受け、希望者へのインターネット教材（まなびポケット（株）NTT コミュニケーションズ）の提供を行います。また、保護者からの申込は、メールにて受け付けます。（申込先のメールアドレス：kyouiku-jinjikikaku@minato-tky.ed.jp）
- (4) 自宅でインターネットを活用した学習ができない児童については、学校で教材を個別に配布するなどの対応を行います。

3 臨時休業中の幼児・児童・生徒の生活について

- (1) 臨時休業中、幼児・児童・生徒が不安や悩みを抱えた際は、担任教員やスクールカウンセラーが相談を受ける体制を整えています。
- (2) 臨時休業期間、不安や悩みを抱えた際には、港区立教育センターでも相談を受けられます。

4 その他

- (1) 学校開放は行いません。
- (2) 学童クラブ及び緊急児童居場所づくり事業は実施します。引き続き、利用の自粛をお願いします。
- (3) 預かり保育については、引き続き、利用の自粛をお願いします。
- (4) 登校日の設定については、今後の状況を鑑みて、検討します。

現時点における判断であり、今後の国や東京都の対応や感染状況の変化等に伴い、休業期間の変更や登校日の設定などについて、状況に応じて見直します。